

富里市中小企業等経営支援金Q&A(8月24日時点)

1. 対象者について

Q1-1 中小企業、小規模事業者とは何ですか？

A1-1 中小企業基本法第2条第1項の規定に規定する中小企業及び同法第2条第5項に規定する小規模事業者です。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①卸売業	1億円以下	100人以下
②サービス業	5,000万円以下	100人以下
③小売業	5,000万円以下	50人以下
④製造業、建設業、運輸業 その他の業種(①～③を除く)	3億円以下	300人以下

Q1-2 どのような業種が交付対象ですか？

A1-2 以下の産業分類に該当する事業を営んでいる方です。

産業分類	
大分類D	建設業
大分類E	製造業
大分類F	電気・ガス・熱供給・水道業
大分類G	情報通信業
大分類H	運輸業・郵便業
大分類I	卸売業、小売業(60 その他の小売業のうち 603 医薬品・化粧品小売業の 6033 調剤薬局を除く。)
大分類J	金融業、保険業(62 銀行業、63 共同組織金融業、64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、65 金融商品取引業、商品先物取引業、66 補助的金融業等を除く。)
大分類K	不動産業、物品賃貸業
大分類L	学術研究、専門・技術サービス業
大分類M	宿泊業、飲食サービス業
大分類N	生活関連サービス業、娯楽業
大分類O	教育、学習支援
大分類P	医療、福祉(83 医療業のうち 831 病院、832 一般診療所、833 歯科診療所、85 社会福祉保険・社会福祉・介護事業のうち 854 老人福祉・介護事業、855 障害者福祉事業を除く。)
大分類R	サービス業(他に分類されないもの)(93 政治・経済・文化団体、94 宗教を除く。)

※この表の規定にかかわらず、性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)を営む事業者については、交付対象者から除くものとする。

Q1-3 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人(NPO)、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、組合等は対象になりますか？

A1-3 中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されていることから、中小企業基本法上の中小企業者に該当しないため、対象外となります。

Q1-4 中小企業法の「会社」の定義は？

A1-4 会社法上の「会社」を指すものと解されています。また、士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められていることから、中小企業法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。具体的には以下のとおりです。

会社法上の会社等	株式会社 合名会社 合資会社 合同会社 有限会社
士業法人	弁護士法に基づく弁護士法人 公認会計士法に基づく監査法人 税理士法に基づく税理士法人 行政書士法に基づく行政書士法人 司法書士法に基づく司法書士法人 弁護士法に基づく特許業務法人 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

Q1-5 個人事業主で事業所は富里市内ですが住民登録地は市外です。交付の対象となりますか？

A1-5 確定申告の際に提出していただいている青色申告の決算書(一般用)または白色申告の収支内訳書(一般用)の事業所所在地が市内であれば対象となります。
この場合の支援金は5万円となります。

Q1-6 法人の登記上の本店所在地は市外だが、事業所は市内にあります。対象となりますか？

A1-6 法人の場合、本店若しくは支店の登記が市内であることが要件となりますが、事業所等が市内にあり、富里市へ法人市民税の申告をしていれば、交付の対象となります。この場合、富里市の法人市民税申告書の写しも提出してください。

Q1-7 複数の事業所があるが、複数申請することは可能ですか？

A1-7 複数の事業所がある場合であっても、申請は1法人、1個人事業主あたり1回のみとなります。

Q1-8 倉庫(資材置場、駐車場)が市内にあるが、申請することは可能ですか？

A1-8 事業所を有していることが要件となりますので、申請はできません。事業所とは、従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていることを言います。

Q1-9 まだ事業を始めたばかりです。交付の対象となりますか？

A1-9 令和2年5月1日現在、営業していれば対象となります。
ただし、事業開始日、業種が確認できる書類を提出してください。
(法人・・・法人登記事項証明書、個人・・・開業届、許認可証、営業許可証等)
これらのものが用意できない場合には、商工観光課までお問合せください。

Q1-10 最近富里市に転入してきたのですが、対象となりますか？

A1-10 令和2年5月1日を基準日としているため、個人事業主の場合は、令和2年5月1日現在富里市に住民登録があり、対象事業を行っている方であれば対象となります。

Q1-11 市税の滞納があるが対象となるか。

A1-11 令和2年3月31日以前に納期限が到来している市税に未納がある場合は、対象となりません。ただし、申請期限の令和2年12月25日までに納付していただければ対象となります。その場合は、申請時に納税課で納付確認ができない場合がありますので、領収書の写しを提出してください。

Q1-12 フリーランスは対象となりますか？

A1-12 確定申告において、事業収入として計上していれば対象となります。
この場合、直近の確定申告書等により、業種や事業所所在地、事業所得が計上されているかを確認させていただきます。

Q1-13 個人事業主の大家です。交付の対象になりますか？

A1-13 今回の支援については、市内事業者に対して支援をするもので、不動産業で事業をしていることが条件です。そのため個人の場合、家主が得るアパートなどの家賃収入は、税法の規定で「不動産収入」となり、事業収入には該当しないため、支援対象外となります。ただし、所得税における建物の貸付けについては、以下①、②のいずれかの基準に当てはまれば原則、事業として取り扱われるため対象となります。

- ①貸間、アパート等・・・貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上。
- ②独立家屋・・・おおむね5棟以上。

また、不動産貸付業及び駐車場業について、個人事業税(県税)課税者となっている方については対象となります。

※別添「不動産貸付業及び駐車場業について」(千葉県ホームページより)を参考にしてください。

なお、これらの対象となる方については、確認できる資料を添付してください。

Q1-14 スナック、キャバクラ等の風俗営業等に該当する業種だが、対象となりますか？

A1-14 当業種については、前回の小規模事業者緊急経営支援金では、対象外としていましたが、今回の支援金では、風俗営業等のうち、接待飲食等営業(キャバレー、バー等)遊技場営業(マージャン店、パチンコ店等)及び特定遊興飲食店営業(ナイトクラブ)について、対象業種を拡大したため対象となります。ただし、風俗営業等の許可書の写しを提出してください。

2. 支援金について

Q2-1 国の持続化給付金、千葉県の給付金と併せて申請はできますか？

A2-1 できます。

Q2-2 交付額はいくらですか？

A2-2 条件によって交付額が異なります。

法人	市内に本店、支店、もしくは事業所がある	10万円
個人事業主	市内に住民登録がある	
	市内に店舗があり、市外に住民登録がある	5万円

3. 申請について

Q3-1 申請はいつからできますか？

A3-1 令和2年8月3日(月)から12月25日(金)までです。

Q3-2 個人事業主ですが、売上が少ないため、確定申告をしていません。どうしたらよいですか？

A3-2 開業届、許認可証、営業許可証、店舗の賃貸借契約書など事業開始日、事業内容、事業所所在地や事業を継続していることが確認できるものを提出してください。これらのものが用意できない場合には、商工観光課までお問合せください。

Q3-3 個人事業主ですが、今年から開業したため、確定申告書類がありません。どうしたらよいですか？

A3-3 上記Q3-2と同様

Q3-4 申請書はどこで配布していますか？

A3-4 市ホームページからダウンロードできます。また、市役所商工観光課、日吉台出張所、市商工会でも配布いたしますが、感染拡大防止の観点から、ダウンロードでの取得にご協力ください。

Q3-5 申請書はどこに提出すればいいですか？

A3-5 市役所商工観光課へ郵送で提出してください。感染拡大防止の観点から、郵送での提出にご協力ください。

4. 従業員数について

Q4-1 常時使用する従業員はどのようにカウントするのか。

A4-1 申請日時時点で雇用保険に加入していて、1年以上継続して雇用している方、又は今後1年以上雇用を継続する予定である方を、常時使用する従業員とみなします。なお、複数の事業所を持つ法人は、各事業所の人数ではなく法人全体の従業員数でカウントします。

5. 交付について

Q5-1 交付金はいつから受け取れますか？

A5-1 書類到着後審査し、要件を満たせば、順次振り込みを予定しています。

Q5-2 交付決定通知は入金前に送られてくるのか。

A5-2 交付決定と振り込み手続きを同時にすすめるため、入金日と前後する場合があります。

6. その他

Q6-1 当該支援金は課税の対象となりますか？

A6-1 対象となります。詳しくは成田税務署へお問い合わせください。
成田税務署電話番号: 0476-28-5151

不動産貸付業及び駐車場業について

※ 不動産貸付業及び駐車場業については、県外に貸付物件がある方でも、事務所又は事業所（これらが設けられていない場合は、事業を行う方の住所又は居所のうち事業と最も関係の深いもの）が千葉県にある方は、千葉県で個人事業税が課されます。

不動産貸付業

貸付けを行う不動産の種類別に不動産の数等が次の表のいずれかの基準を満たす場合に、課税対象となります。

不動産の種類	基 準		土 地
	一戸建	一戸建以外	
① 住宅又は住宅用土地	10 棟以上	10 室以上	貸付契約件数が 10 件以上又は貸付総面積が 2000 m ² 以上
② 非住宅又は非住宅用土地	5 棟以上	10 室以上	貸付契約件数が 10 件以上
③ 住宅、非住宅、土地等種類の異なる貸付を併せて行っている場合	家屋の室数、棟数、土地の貸付契約件数の合計が 10 以上		
④ 上記①～③の基準未満でも不動産貸付業と認定される場合	以下の全てを満たす場合 ・ 上記①～③のいずれかの基準の 2 分の 1 以上の規模 ・ 賃貸料収入が年 900 万円以上 ・ 家屋の総床面積が 600 m ² 以上の貸付け 競技、遊技、娯楽集会等のために基本的設備を施した不動産を貸し付けている場合（劇場、映画館、ゴルフ練習場等）		

- (注) 1. 独立的に区画された 2 以上の室を有する建物は、1 棟貸しの場合でも室数により認定します。
 2. 土地の「貸付契約件数」は、1 つの契約で 2 画地以上の土地を貸し付けている場合には、画地の数により認定します。また、年の途中において賃借人の変更により同一の土地を 2 回以上貸し付けた場合には、それぞれ 1 件と数えます。
 3. 共有物件については、持分にかかわらず、共有物件全体の貸付け状況、賃貸料収入及び貸付面積を基準として、課税対象になるかどうかを判定します。
 (例：10 室のアパートを 2 人が 2 分の 1 ずつの持分で共有している場合には、それぞれの者について 10 室を基準とします。) なお、税額の計算は、共有者各人の持ち分に応じた不動産所得を基準とします。

駐車場業

自動車の駐車のための場所を提供する事業で、次の表の基準を満たす場合に課税対象となります。

駐車場の種類	駐 車 場 業 と な る 基 準
建築物である駐車場 機械設備を設けた駐車場	すべての駐車場（地下式及びコイン式を含む。）
その他の駐車場 (青空駐車場など)	駐車用空間が 10 台分以上 駐車区画がない場合は、駐車場面積 300 m ² 以上